

事務所通信

-2023年7月号-

神奈川県総合労働事務所 特定社会保険労務士 菊間一郎

7
July
2023

健康保険証が廃止になる！

-マイナンバーカードとの一体化の動き-

このところ、「来年秋には、健康保険証は使えなくなり、そのかわりマイナンバーカードの提示をしなければ医療（保険診療）を受けられなくなる」とのニュースが、報道・ネットなどで大きく取り上げられています。

「長年使ってきた健康保険証は、一切廃止となるのか？」、「マイナンバーカードの取得は義務化されていないのに、なぜ提示しないと医療（保険診療）が受けられないのか？」、など反対論が炎上しています。

そこで、今回はこの問題を取り上げようと思います。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化の内容

今回の動きは、マイナンバー法（個人番号法）と健康保険法などの医療保険法の改正で行われましたが、内容は以下のとおりです（法律は、この6月に可決成立しています）。

1 健康保険以外の保険証も廃止となるの

健康保険だけではなく、国民健康保険や後期高齢者医療保険の保険証も廃止となります。

2 健康保険証の廃止時期はいつ

廃止時期は、2024年秋を目途にとなっています（改正法の交付の日から1年3か月以内の政令で定める日）が、ここに来て、岸田首相が「国民の不安が払拭されなければ、保険証の廃止時期は改めて考えと

言うことだ」と、延期をにおわせる動きがあります。

なお、発行済みの健康保険証は、健康保険証廃止後、1年間（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）有効とする経過措置が設けられます

3 マイナンバーカードを使えない人はどうするの

マイナンバーカードで資格確認を受けることができない人（※）には、本人の申請により「資格確認書」を書面又は電磁的記録により提供する、としています。

（※）この「マイナンバーカードで資格確認を受けることができない人」とは、カードの紛失者・更新中の者、高齢者や子どもなどマイナンバーカードを取得していない者その他、となっています。

この資格確認書はいつまで発行されるのかについては、6月に政府は、何らかの事情でマイナ保険証を持たない人に交付される「資格確認書」について「無料で交付することとしており、廃止期限を設けることや、有料化することは想定していません」と明言しています。

4 廃止時期までに、オンライン資格確認による保険診療（マイナンバーカードによる診療）を受けられるの

マイナンバーカードによる保険診療の受診のためには、医療機関（保険医療機関）にカードリーダーなどのオンライン資格確認のための機器・体制の整備が必要で

す。このオンライン資格確認は、すでに2021年から始まっていますが、進んでいないのが現状です。

政府は、この点については、2023年9月までには、

すべての医療機関（保険医療機関）での整備を行いますとされています。

今回の改正の特徴

以上の、保険証廃止の動きをまとめると、次の点が要点ではないかと思えます。

1 保険証が廃止になるのは動かない。

一部強い反対の意見もありますが（訴訟も起きています）、健康保険証だけではなく、国民健康保険、後期高齢者医療等全部の医療保険の保険証が廃止になります。

廃止時期は、少し遅れるかもしれませんが、長年親しんだ紙やプラスチックの保険証は、持ち歩く必要はなくなるわけです。

2 その代わり、保険診療は、マイナンバーカードが資格確認書のいずれかによることになる

マイナンバーカードを持っている人はいいのですが、マイナンバーカードを持たない、持てない人の保険診療は資格確認書によることになります。この点の進め方はやや強引です。

資格確認書は、本人などの申請により、各保険者が発行するとなっていて、マイナンバーカードの取得は任意であることとの折り合いをつけていますが、各保険者がスムーズに発行するのか、資格確認書の有効期間は1年度限度として保険者が設定するとしていますが、毎年発行請求をしなければいけないのか、不便を感じるどころです。

すべては、マイナンバーへの一体化のため

以下は私見です。

1 保険証の廃止は、方向としては正しいと思います。

マイナンバーと保険証が一体化する一番のメリットは利用者の利便性の向上です。「マイナンバーから病歴などが筒抜けになってしまうので

は」というのはよく聞く批判ですが、マイナンバーに登録されている情報は「分散管理」の方法をとっており、自分の病歴が勝手に第三者に漏洩する恐れはありません。むしろ、今後登録情報が拡大することで、病院で診察を受けたときのカルテ、自治体や企業で行う健康診断、これまでの投薬の状況や予防接種の記録などはバラバラに管理しているよりも、一つの番号、マイナンバーに紐付けた方が、より質の高い医療につながるのではないのでしょうか。

また、従来の医療保険ごとにばらばらに管理されていた保険証の発行に伴う事務作業などの削減は、長期的に見ればメリットとなると思えます。

2 一方で弱者、困難者に対する配慮は不十分

今回の改正は、一言でいえば「すべては、マイナンバーへの一体化へ向けて」ということです。マイナンバーカードの取得は任意であることと保険証の廃止（大げさに言えば、国民皆保険）との折り合いをつけるのが、「資格確認書」ですが、その発行体制が大変不安です。マイナンバーカードの取得を義務化することができない以上、カードを持たない・持てない人に対する配慮が必要です。

国が率先して、資格確認書発行のガイドラインや発行体制の支援を進め、弱者、困難者に対する安心感を作っていく必要があります。

社労士のつぶやき

どうでしょう。

保険証が使えなくなることより、マイナンバーカードを使わない、使えない人に対する手立てが不十分ということだと思います。マイナンバーへの一体化を急ぐあまり、見切り発車しそうな現状が見えてきます。

そのためには、国はマイナ保険証のメリットを説明するだけでなく、マイナンバーを利用しない、できない人に対する丁寧な説明と安心できる体制整備が何より必要だと思います。